

# 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案【概要】

## 改正の趣旨

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）を改正して**政令で定める救援の種類に「福祉サービスの提供」を追加し**、武力攻撃事態等における避難住民等の救援を適切に実施する。

## 改正の概要

- 国民保護法施行令第9条において、政令で定める救援の種類を規定しているところ、同条を改正して新たに1号を追加し、「**福祉サービスの提供**」を規定する。
- 改正前の国民保護法施行令第9条で規定している救援の種類
  - ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
  - ・ 学用品の給与
  - ・ 死体の捜索及び処理
  - ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去



新たに「福祉サービスの提供」を追加

## 施行日

公布の日から施行（令和7年7月下旬予定）